

一般競争入札公告

沖縄県立八重山病院が使用する医療用カーテン等賃貸借契約について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 17 日

沖縄県立八重山病院
院長 田仲 斉

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 沖縄県立八重山病院医療用カーテン等賃貸借契約
- (2) 契約内容 仕様書及び一般競争入札説明書等による
- (3) 賃貸借期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで
- (4) 納入場所 沖縄県立八重山病院（沖縄県石垣市字真栄里 584 番地 1）

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加出来る者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和 47 年 7 月 20 日告示第 69 号。以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 件以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められること ※「過去 2 箇年」とは、本件入札実施日を基準として過去 2 箇年とする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、知事が定める入札参加停止期間を経過した者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格登録申請期日から入札日までの間において、沖縄県の指名停止、または指名除外の措置を受けた者ではないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続き開始の申立てがなされている者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員ではないこと。
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (8) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (9) 労働関係法令を遵守すること。

- (10) 沖縄県内に本社、支社、営業所等を有すること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者
- (3) 一般競争入札参加資格登録申請書の提出期日の日から入札期日以前 6 ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

4 入札参加資格の申請方法等

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に次の場所に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書および資格確認資料を提出しない者、ならびに競争参加資格がないと判断された者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 申請書等提出確認票

イ 一般競争入札参加資格登録申請書（第 1 号様式）

ウ 誓約書（第 2 号様式）

エ 沖縄県物品管理課から通知される「入札参加資格通知書」の写し

オ 労働保険に加入していることが確認出来る書類（加入義務がない場合を除く）

- ・ 申請日直近の労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

（例）労働局からの領収済通知書（領収印があるもの）

納付書・領収証書（領収印があるもの）

口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む）

労働保険事務組合からの領収書等

納入額の告知書と振込・口座振替明細 など

カ 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）

- ・ 申請日直近の厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

（例）厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書

納付書・領収証書（領収印があるもの）

領収済通知書（領収印があるもの）

社会保険料納入証明書

納入額の告知書と振込・口座振替明細書 など

- キ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合）
（第 4 号様式）
- ク 同種・同規模契約の履行実績（第 3 号様式）、入札保証金免除申請書（第 6 号様式）及び実績を証する契約書等の写し。下記ケを提出する場合不要
- ケ 入札保証金納付書発行依頼書（第 5 号様式）。上記クを提出する場合不要
- コ 見積書（参考）。上記クを提出する場合不要
- (2) 申請書等及び契約条項等の入手場所及び提出場所
 - ア 入手場所 沖縄県県立八重山病院ホームページ
(<https://yaeyamaweb.hosp.pref.okinawa.jp>)
 - イ 提出場所 沖縄県立八重山病院 総務課 設備・調達係 施設担当
〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里 584 番地 1 2 階 電話番号 0980-87-5557
- (3) 提出期間
この公告の日から令和 8 年 8 月 4 日（火曜日）までとする。
- (4) 提出方法
持参もしくは郵送（書留もしくは特定記録郵便による）で提出すること。F A X 及び電子メールによる提出は受け付けない。なお提出された書類は返却しない。
- (5) 入札参加資格の審査結果通知
資格審査結果は、令和 8 年 8 月 6 日（木曜日）までに書面により通知する。
- (6) 資格の有効期間
この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。
- (7) 資格審査事項の変更
入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく入札参加資格審査申請変更届を提出しなければならない。（第 8 号様式）
 - ア 名称又は商号
 - イ 住所又は所在地
 - ウ 氏名（法人の場合、代表者職氏名）
 - エ 使用印鑑
 - オ 資本金の金額又は出資金額
 - カ 従業員数
- (8) 資格の取り消し等
 - ア 入札参加の資格を有する者が、3 に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - イ 入札参加資格を取り消したときは、当該者にその旨を通知する。

5 入札及び開札の日時等

- (1) 日時 令和 8 年 8 月 7 日（金曜日）11 時 00 分
- (2) 場所 沖縄県立八重山病院 2 階 第 3 講堂

6 入札および契約の手続きにおいて使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨

7 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県病院事業局財務規程（平成 18 年 3 月 31 日病院事業局管理規程第 19 号）第 132 条の規定により、見積もる契約金額（単価契約にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。※別紙、「入札保証金説明書」を参照すること。

8 入札保証金の免除

入札保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に保険会社との間に沖縄県立八重山病院院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 競争入札（建設工事に係る競争入札を除く。）に付する場合において、令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者で国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

9 契約保証金

落札者は、沖縄県病院事業局財務規程（平成 18 年 3 月 31 日病院事業局管理規程第 19 号）第 133 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を一括して納付することとする。

10 契約保証金の免除

契約保証金は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立八重山病院院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

11 入札書に記載する金額

入札金額については、仕様書にある物品を納品・設置するのに要する一切の費用を含めた金額とする。落札決定にあたっては、入札書（第 11 号様式）に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には業務名および業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が行う場合で委任状（第 10 号様式）の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札辞退届（第 12 号様式）を 4 (2)に掲げる場所に持参または郵送すること。
- (5) 郵送による入札は、原則として、これを認めない。
ただし、契約担当者が特に認めた場合は、配達証明付き書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒に入札名、入札日時を記載の上封書し、契約担当者あて提出するものとする。なお、あらかじめ指定した日時までに到着しないものは、無効とする。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。（(4)又は(5)に該当する場合を除く。）

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項について行った 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格を持って申込みをした者を落札第一候補者とする。
- (2) 落札第一候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札第一候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札第一候補者がいない場合は、直ちに再入札を行う。なお、再度の入札は 3 回（1 回目の入札含む。）までとする。
- (4) 再度の入札に付しても落札第一候補者がいない場合は、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 8 号の規定に基づき、最低の価格を持って申込みをした者を優先交渉権者として選出し、随意契約に向けた交渉を実施することとする。

実施することとする。

15 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

16 その他

- (1) 申請関係書類、入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札に代理人が出席する場合は、委任状を当日提出するものとする。
- (3) 入札参加資格の適用範囲は、当該入札に限り適用するものとする。
- (4) 入札参加資格を認められた後であっても、当該公告「2 一般競争入札参加資格要件」に該当しない事実があった場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。
- (5) 当該公告等に定めのない事項については、地方自治法（昭和23年法律第67号）、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。
- (6) 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削減があった場合は、本契約は解除する。

17 本件に関する質問・回答

質問については、質問書（第9号様式）に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。質問事項がなければ提出は不要とする。

- (1) 提出期間
公告日から令和8年7月30日（木曜日）まで
時間は午前9時から午後5時までとする。（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (2) 提出場所
〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里 584 番地 1 2 階
沖縄県立八重山病院 総務課 設備・調達係 施設担当
電話番号 0980-87-5557 FAX 番号 0980-87-5835
Email : nakatats@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 回答方法
質問者に対して、八重山病院ホームページ等により回答する。